

最高裁経用 3442号

(会ろ-03)

平成27年11月25日

高等裁判所事務局会計課長 殿

地方裁判所事務局会計（経理・用度）課長 殿

家庭裁判所事務局会計（経理）課長 殿

最高裁判所事務総局経理局用度課課長補佐 大澤 寛久

最高裁判所事務総局経理局監査課課長補佐 大島 辰哉

訟廷管理官から物品管理官に引き継がれる予納郵便切手の

取扱いについて（事務連絡）

標記の取扱いについては、本日付けの用度課長及び監査課長事務連絡で具体的な事務処理をお示ししているところですが、全体的な事務の流れや留意点、また事務処理上で生じると思われる疑問への対応などについて、別紙1、2のとおりまとめましたので、執務の参考にしてください。

(別紙1)

◎引継郵券を裁判所の業務で使用する際のフロー



## (別紙2)

## 保存期間が満了した予納郵便切手を物品管理官が引き継ぐこと及びこれを庁用品として使用することに関するQ&amp;A

No.	問	答
1	郵便切手を物品管理官に引き継ぐこととしたのはなぜですか。	保存期間が満了した返還不能予納郵便切手については、物品管理法の適用を受ける国の物品として使用することが適切であると考えられます。そこで返還不能予納郵便切手を使用することを前提として物品管理官に引き継ぐこととしたものです。
2	当事者が予納した郵便切手を、庁用品として使用できるのはなぜですか。	当事者に予納してもらった郵便切手については、当事者が裁判所に提出した時点で国の所有する物品となると考えられています（法的性質として「消費寄託」に類するものと理解されています）。国の所有する物品は適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図らなければならず、最も効率的に運用する必要がありますが、返還不能となり、10年の保存期間を満了した予納郵便切手については、物品管理官において引継いだうえで業務で発送する郵便物の料金の支払に使用することが最も効率的であり適切であると考えたためです。
3	予納された郵便切手については、予納された時点から物品管理法が適用されるのですか。	予納された郵便切手は、民事訴訟費用等に関する法律29条3項により委任された予納郵便切手の取扱いに関する規程（以下「郵券規程」という。）及びこの関連通達によって規律されており、物品管理法6条により民事訴訟費用等に関する法律及び郵券取扱規程の規定が優先して適用されることになり、予納された時点では物品管理法の規定は基本的には適用されません。
4	予納郵便切手を庁用品として使用する場合、具体的にどのような方法をとるのですか。	歳出予算で購入した郵便切手と異なることはありません。
5	予納郵便切手はどの科目で使用しても構わないのでしょうか。	庁によって郵便切手の使用状況が異なると思われますが、基本的には下級庁費の使用が多いと考えて、各庁が判断に迷わないよう事務連絡にはその旨を記載しています。他の科目、たとえば裁判費に組み入れて使用することも差し支えありません。
6	最高裁で組み入れる科目を指定するべきではないですか。	第1審裁判所と高等裁判所等では、郵便切手の使用に適する科目が異なることが多いと思われますし、庁や時期によっても郵便切手を多く使用する科目は異なると思われますので、柔軟な対応ができるようにしたものです。

No.	問	答
7	引き継がれる郵便切手は特別送達を想定した高額な郵便切手も多く、使用する機会が少ないとと思われますが、使用の見込みがない郵便切手を多く会計課が保管する結果とならないでしょうか。	そのようなことにならないよう、これまで後納郵便を利用していた郵便物についても郵便切手を使用して発送するようにし、同一料金の郵便物を多数発出する場合には、別納手続を利用して郵便切手で郵送料を支払うようするなどの方法を事務連絡で示しています。具体的な方法は各庁で工夫をしてください。
8	規模が小さい支部などには物品管理官へ引き継ぐ郵便切手がない場合（返還不能郵券がない場合）もあると思われますが、そのような場合、会計担当者としてはどのようにすればよいのでしょうか。	庁の規模や年度によっては、訟廷管理官から物品管理官へ引き継ぐ郵便切手がない場合もあると思われます。訟廷管理官（主任書記官等）から引き継ぐ郵便切手がない場合には、正式な通知書は送付されませんが、引継ぎ漏れを防ぐためにも各庁や事件部に確認するなど連携を密にするようにしてください。
9	1月末までに物品管理官に引き継ぐべき郵便切手を、そのまま1月に事件部に供用される郵便切手として使用してよいでしょうか（通知書のみを物品管理官に送付し、実際の郵便切手は事件部に供用されたものとして送付しない運用でよいでしょうか）。	そのような運用では、物品管理官が通知書記載の郵便切手の引継ぎを受けたといえず、責任の所在が明らかとならないことから、不相当であると考えています。必ず物品管理官に実際に郵便切手を引継いだうえで、必要量の供用を受けるようにしてください。